

し  
＼ 知ろう！ ／

こ  
子 ども の  
けん り じょう やく  
権 利 条 約

こ けん り じょう やく つき  
子どもの権利条約カード付ハンドブック



「世界は変えられる」子どもがそう信じられる社会に Free The Children

FREE THE  
CHILDREN

認定 NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

# 「子どもの権利条約」の内容を見てみよう！

子どもの権利条約には、すべての子どもが、子ども時代を自分らしく健康的に安心してゆたかにすごせるよう54の条文が書かれています。

その条文に、子どもの権利が書かれています。

子どもの権利には、例えば・・・

- ・病気やけがをしたら、治療を受けられる権利
- ・安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利
- ・教育を受ける権利
- ・休んだり遊んだりする権利
- ・自分らしく成長するために、様々な情報を得て、自分の考えを持ち信じていることができる権利
- ・あらゆる種類の暴力や差別から守られる権利
- ・虐待やいじめから守られる権利
- ・自分に関係のあることについて自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動したりする権利など、様々な子どもの権利があります。

そして、政府はこういった子どもの権利が守られるようにする義務があります。

- ・政府は、子どもの権利を国民に知らせる義務があります。
- ・政府は、日本にいるすべての子どもが、性別、宗教、人種、信じていること、障害の有無、国籍、財産、出生に関わらず、差別されることなく、この条約に掲げている権利がすべて守られるようにする義務があります。

このように、一人ひとりの子どもの権利が守られるようにするための義務は政府にあります、と書かれています。



# こ けんり じょうやく 子どもの権利条約

ねんこくれん さいたく ねんこくさいじょうやく ほつこう  
1989年国連で採択 1990年国際条約として発効  
にほん がつ にち ひじゅん ねん がつ にち ほつこう  
日本は4月22日に批准し、1994年5月22日に発効  
ほんやくばん  
フリー・ザ・チルドレン・ジャパン 翻訳版

## ぜんぶん 前文

こどもには「けんり」があるってことを、きみは知っているかな？「けんり」は、すべてのこどもにほしょうされるべきもので、すべてのこどもが生まれながらに持っているとても大切なものなんだ。だから、一緒に子どもにはどんな「けんり」があるのかこれから見ていこう。

ここでは、せかいじゅうのこどもが健康的に安心して自分らしく過ごせることを願って、せかいの国々が集まって1989年につくった「子どもの権利条約」の内容について紹介していくよ。ここで紹介する「子どもの権利」のひとつひとつの条文はどれも同じように大切で、どれ一つ欠けてもいけないだよ。きみたち子どもが、子どもの権利の内容を知って、自分以外の子どもにも権利があることを理解して、きみが権利を使いながら有意義な自分らしい生活を送れることを願っているよ。

だい じょう さい  
第1条 18歳になるまではみんな子ども。

だい じょう せかいじゅう すべ こ けんり  
第2条 世界中の全ての子どもに、権利がある。  
だから、差別はダメ。

だい じょう こ  
第3条 子どもにとっていちばんいいことを。

だい じょう くに こ けんりじょうやく まも せきにん  
第4条 国には、「子どもの権利条約」を守る責任がある。

だい じょう どう かあ たいせつ やくわり  
第5条 お父さんやお母さんには大切な役割がある。

だい じょう きみには、い けんり  
第6条 きみには、生きる権利がある。

だい じょう だれにでも なまえ こせき  
第7条 だれにでも名前や国籍がある。

だい じょう せかい とくべつ ひとり  
第8条 きみは、世界で特別な一人。

だい じょう こ おや こ けんり  
第9条 子どもには、親と暮らす権利がある。

だい じょう おや ちが くに す らし あ いっしょ す  
第10条 親と違う国に住んでいても、会うことや一緒に住む権利がある。

だい じょう おや かって ちが くに つ い けんり  
第11条 親の勝手で違う国に連れて行かれない権利がある。

だい じょう きみには じぶん いけん きもち まわ つた けんり  
第12条 きみには自分の意見や気持ちを周りに伝える権利がある。

だい じょう きみには じぶん かんが おも ひょうげん けんり  
第13条 きみには自分の考えや思いを表現する権利がある。

だい じょう きみには なに しん じゆう  
第14条 きみには何かを信じる自由がある。

だい じょう なかま あつ けんり  
第15条 仲間が集まる権利がある。

だい じょう じぶん ひみつ まも けんり  
第16条 自分の秘密を守る権利がある。

だい じょう し し けんり  
第17条 知りたいことを知る権利がある。

だい じょう おとう おかあ りょうほう こども そだ せきにん  
第18条 お父さんとお母さん両方に子どもを育てる責任がある。

だい じょう こ おや ぼうりょく ぼうげん う けんり  
第19条 子どもは親から暴力や暴言を受けない権利がある。

だい じょう かてい で暮らせない子どもは とくべつ しえん う けんり  
第20条 家庭で暮らせない子どもは特別な支援を受ける権利がある。

だい じょう ようし こ だいち  
第21条 養子になる子どものことを第一に。

だい じょう じぶん くに いられなくなった こどもへの しえん  
第22条 自分の国にいられなくなった子どもへの支援。

だい じょう しょうがい こ とくべつ しえん う けんり  
第23条 障害のある子どもは特別な支援を受ける権利がある。

だい じょう びょうき なったら ちりょう う  
第24条 病気になったら治療を受けられる。

だい じょう にゅういん しせつ あんぜん あんしん せいかつ おく けんり  
第25条 入院したり、施設で安全・安心な生活を送る権利がある。

だい じょう せいかつ くる かてい こ とくべつ しえん う  
第26条 生活が苦しい家庭の子どもは特別な支援を受ける権利がある。

だい じょう にんげん い けんり  
第27条 人間らしく生きる権利がある。

だい じょう きみには きょういく う けんり  
第28条 きみには、教育を受ける権利がある。

だい じょう こ たいせつ きょういく  
第29条 子どもが大切にされる教育を。

だい じょう しょうすうは せんじゅうみんぞく こどもは じぶん ぶんか しんこう  
第30条 少数民族や先住民の子どもの文化や信仰をもつ権利がある。

だい じょう あそ やす けんり  
第31条 遊んだり休んだりする権利がある。

だい じょう がい しごと まも けんり  
第32条 害のある仕事から守られる権利がある。

だい じょう きけん くり まも けんり  
第33条 危険な薬から守られる権利がある。

だい じょう せいてき ぼうりょく まも けんり  
第34条 性的な暴力から守られる権利がある。

だい じょう ゆうかい まも けんり  
第35条 誘拐から守られる権利がある。

だい じょう こ がい あることは すべて きんし  
第36条 子どもに害のあることはすべて禁止！

だい じょう こ しけい きんし  
第37条 子どもへの死刑やごうもんは禁止。

だい じょう せんそう まも けんり  
第38条 戦争から守られる権利がある。

だい じょう きず こ げんき  
第39条 傷ついた子どもを元気に。

だい じょう こ さば とき とくべつ ところ  
第40条 子どもを裁く時は特別な心くばりを。

だい じょう じょうやく よ ほうりつ  
第41条 この条約より良い法律はそのままで。

だい じょう きみには こども けんり し けんり  
第42条 きみには「子どもの権利」を知る権利がある！

だい じょう たい じょう くに こくさいきかん やくわり  
第43条～第54条 国や国際機関の役割。

注) 日本語版の説明は、カード裏の英文を訳したものではありません。

だい じょう さい  
第1条 18歳になるまではみんな子ども。



さい さい こ けんり も  
18歳になるまでは、みんな子どもの権利を持っている。

せかいじゆう すべ こ けんり  
世界中の全ての子どもに、権利がある。  
だい じょう さべつ  
第2条 だから、差別はダメ。



せかい いろいろ ひと  
世界には色々な人がいて、  
みんなひとりひとり違って  
いてあたりまえ。住んで  
いるところや、親の職業や  
つか ことば しん  
使う言葉や、信じている

しゅうきょう せいかつ しかた しょうがい  
宗教や、生活の仕方や、障害があってもなくても、  
おとこ おんな かねも  
男でも女でも、お金持ちであってもそうでなくても、  
みんなかけがえのない大切な人間。だから、違っている  
からって差別したりいじめたりしたら、ダメなんだ。

だい じょう こ  
第3条 子どもにとっていちばんいいことを。



すべ こ かんけい  
全てのおとなは、きみたち子どもに関係することは  
おとなの都合ではなく、子どものきみにとって何が  
いちばんしあわせかを考えて、できる限りのことを  
おこな せきにん なに  
行う責任があるんだ。子どもの代わりに何かをおとな  
が決定する時には、その決定が子どもに与える影響を  
じゅうぶんかんが ひつよう おぼ  
充分に考える必要があることをおとなは覚えておかな  
いといけないんだよ。

だい じょう こ けんりじょうやく  
第4条 国には、「子どもの権利条約」を  
守る責任がある。



じょうやく まも くに  
この条約のきまりごとを守るために、国はできるだけ  
多くのお金や人材を用意して、あらゆる努力をしないと  
いけないんだよ。

だい じょう とう かあ たいせつ  
第5条 お父さんやお母さんには大切な  
役割がある。



おや じぶん こ けんり まも けんり  
親は自分の子どもの権利が守られるよう、権利がある  
ことをきみたち子どもに伝えて、子どもが権利を使え  
るように手助けしないといけないんだ。

だい じょう い けんり  
第6条 きみには、生きる権利がある。



せかい せんそう まず びょうき いのちうしな  
世界には戦争や貧しさや、病気やいじめなどで命を失  
ってしまう子どもたちがいるけれど、本当はそんなこ  
とはおきてはいけないんだ。どんな子どもも「生きる  
けんり ゆた せいちょうはたつた かのう さいだいげん ほしょう  
権利」、「豊かな成長発達を可能なかぎり最大限に保障  
される権利」を持っているってことを覚えておいて。

だい じょう  
第7条

だれにでも名前や国籍がある。



子どもが生まれたら親はその子どもに名前をつけたり、どこかの国の一員になれるよう手続きをしたりしなければいけないんだ。もし名前や国籍のない子どもがいたら、国はその子どもを守らなければいけないんだよ。

だい じょう  
第8条

きみは、世界で特別な一人。



きみと同じ子どもは、世界じゅうどこを探してもないよね。一人ひとりみんな、違っている。きみには、きみのや名前、家族など、きみ自身をかたちづくっている大切なものが守られる権利があるんだよ。きみといる存在の証明を誰も奪うことはできないんだ。

だい じょう  
第9条

子どもには、親と暮らす権利がある。



親から暴力・虐待を受けるなどして親と離れて暮らしたほうが子どもにとって安全な場合をのぞき、きみたち子どもにはお父さんやお母さんから無理やり引き離されない権利、一緒に暮らせない親とも交流を続ける権利があるんだ。

だい じょう  
第10条

親と違う国に住んでいても、会うことや一緒に住む権利がある。



もし、きみがお父さんやお母さんと違う国に住んでいて離れ離れでも、きみと親が会えたり、できるだけ親と一緒に暮らせるようにしてもらったりする権利がきみにはあるんだ。

だい じょう  
第11条

親の勝手に違う国に連れて行かれない権利がある。



きみには、お父さんとお母さんのけんかに巻き込まれて、勝手に違う国に連れて行かれない権利があるんだ。

だい じょう  
第12条

きみには自分の意見や気持ちを周りに伝える権利がある。



誰にでも思っていること、考えていることってあるよね。きみたち子どもが、自分の意見を周りに伝えたいって思ったら、発言していいんだよ。おとなは、きみたち子どもが言いたいことを言えるような場をつくってきみたちの意見を聞く責任があるんだよ。

だい じょう  
第 13 条

きみには自分の考えや思いを  
表現する権利がある。



自分の考えや思っていることを  
自由に表現する権利はだれにで  
もあるんだ。その表現方法は  
作文でも、スピーチでも、絵を  
かいてもいいし、音楽や、映像、  
ダンスでも何でもいい。自分の  
好きな方法を選べばいい。  
でもほかの人を傷つけることは  
ダメだよ。

だい じょう  
第 14 条

きみには何かを信じる自由がある。



きみたち子どもには何かを信じ  
たり、宗教を選んだりする権利  
があるんだ。だれもきみの思  
うことや信じることのじゃまは  
できないんだよ。きみの幸せに  
つながるよう、きみが正しい  
判断をできるように、必要なとき  
に、きみの親はきみを手助けを  
しなければいけないんだよ。

だい じょう  
第 15 条

仲間が集まる権利がある。



きみには、きみと同じ考えを持つともだちや仲間と  
グループを作つて自由に集まったり、活動したりする  
権利がある。でも、誰かを傷つけたりする集会を開く  
ことはダメだよ。

だい じょう  
第 16 条

自分の秘密を守る権利がある。



だれでも他の人に教えたくないことってあるよね。  
自分以外の人には教えたくないこと、たとえばお父さん  
やお母さんであっても、知らせたくない・秘密にした  
いことは、守られるべきなんだ。例えば手紙や日記な  
どを誰かに勝手にみられるようなことから、守られる  
権利が子どもにはあるんだよ。

だい じょう  
第 17 条

知りたいことを知る権利がある。



だれにでも、知りたいこと  
ってあるよね。きみには、  
知りたいことについて調べ  
たり情報を集めたりして、  
ものごとを知る権利がある  
んだ。でも、なかには子  
どもに悪い影響を与える情報もあるから、周りにいるおと  
なは、きみたち子どもが有害な情報から守られるよう、  
みまも見守っていく責任があるんだ。同時に、子どもが本や  
新聞、ラジオ、テレビ、ネットなどを通じて、知りたい  
ことを知れるよう、子ども向けの情報を提供できるよう  
環境を整える責任もあるんだよ。

だい じょう  
第 18 条

お父さんとお母さん両方に  
子どもを育てる責任がある。



お父さんお母さんふたりともに、子どもがしあわせに  
過ごす過でし育てる責任があるんだ。そして、  
国はお父さんやお母さんが責任を果たせるよう必要に  
応じて手助けしなければいけないんだよ。

だい じょう 第 19 条  
こどもは親から暴力や暴言を  
うけない権利がある。



お父さんやお母さんは、子どもに暴力をふるったり、言葉で傷つけたり、子どもをほったらかしにしちゃいけないんだ。子どもは親の暴力などから守られる権利を持っているんだよ。

だい じょう 第 20 条  
家で暮らせない子どもは特別な  
支援を受ける権利がある。



いろいろな理由でお父さんやお母さんと一緒に生活することができない子どもがいたら、子どもは、安心して生活できる別の場所を探してもらおうなど、国が守ってくれるんだ。

だい じょう 第 21 条  
養子になる子どものことを第一に。



親と一緒に暮らせなかつたり、親がいない子どもは、養子（法的手続きをして、血のつながりがない人の子どもになること）になって新しい家庭で生活することができるんだ。このとき、養子になる子どものきもを尊重し、子どもにとって一番良いことは何かを国は考えて養子のサポートをしなければいけないんだよ。

だい じょう 第 22 条  
自分の国にいられなくなった  
子どもへの支援。



戦争などが原因で自分の国を離れなくてはいけない子どもには、世界の国々から支援を受けたり守られたりする権利があるんだ。こうした難民（自分の国から逃れてほかの国に行かないといけなひと）になった子どもにも、他の子どもたちと同じように、子どもの権利条約に書かれた権利があるんだよ。

だい じょう 第 23 条  
障害のある子どもは特別な支援を  
受ける権利がある。



こころからだ しょうがい 心や体に障害のある子どもには、自分らしく生きていけるよう、そして、社会に参加できるように、その子どもにあった支援を受けながらみんなと一緒に勉強・生活する権利があるんだ。障害があるからって差別されたりチャンスが与えられなかつたりすることがあってはいけないんだ。国は、そのために必要のことをしなければいけないんだよ。

だい じょう 第 24 条  
病気になったら治療を受けられる。



びょうき 病気になってしまったら、きみには良い治療を受ける権利がある。そして、きみが健康になるよう、国はできる限りのことをしなければいけないんだ。例えば、きみがきれいな飲み水や、栄養のある食べものや、良い環境や、必要な情報をえられるよう支援しないよね。

第25条 **入院したり、施設で安全・  
安心な生活を送る権利がある。**



いろいろな理由で家でなく、病院などの施設で過ごしている子どもには良い治療を受けたり良い環境で過ごす権利があるんだ。そして、子どもがその施設で、安全で安心な生活を送れているか、ちゃんとした治療を受けられているかを、調べてもらう権利もあるんだよ。

第26条 **生活が苦しい家庭の子どもは  
特別な支援を受ける権利がある。**



貧しさ、親の病気や失業（仕事がないこと）などが原因で、生活するのに大変な状況にある子どもがいたら、その子どものおうちを国は支援しなければいけないんだ。だって、だれにでも人間らしい生活をおくる権利があるからね。

第27条 **人間らしく生きる権利がある。**



すべての子どもに人間らしく育てる権利がある。そのために親は子どもがちゃんと成長できるよう食べ物や着るモノを買ったり、住むための環境を整えたりする責任があるんだ。

そして、国は親がその責任を果たせるよう協力しなければいけないんだ。「生まれた環境がちがうことで、他の子どもたちが普通にやれていることが、自分にはできなかった」というようなことがあってはいけないんだ。

第28条 **きみには、教育を受ける  
権利がある。**



すべての子どもには、質の良い教育を受ける権利があるんだ。世界には教育を受けられずに文字の読み書きや、計算ができないまま成長して困っているおとながたくさんいる。国はこういう状況を改善して、子どもが勉強できるようにしないとイケない。もし、その国だけでできなければ、世界中の国々が協力して、世界中の子どもが教育を受けられるようにしなければいけないんだよ。

第29条 **子どもが大切にされる教育を。**



子ども一人ひとりが大切にされて、きみたち子どもの能力や才能が伸びるような教育を提供することが大切だ。そして、教育を受けることで、子ども同士がお互いに違いを認めて尊重しあえるようになるんだね。

第30条 **少数派や先住民族の子どもは自分  
の文化や信仰をもつ権利がある。**



世界には様々な文化や信仰、言語がある。どれが正しいとか、そんなことは誰も決められない。お互いが違いを認めあわないといけないんだ。だから、きみにはきみの文化や信仰、言語を誰からも奪われない権利を持つてるんだよ。特に、少数派や先住民族の子どもたちは、変わり者扱いされて、いじめられてしまうかもしれないけど、そんなことがあってはいけないんだ。

少数派や先住民族の子どもには、自分たちの文化や宗教、言語が守られるよう特別な保護を受ける権利があるんだよ。



だい じょう あそ やす けんり  
第 31 条 遊んだり休んだりする権利がある。



こ きみたち 子どもにはあそ やす けんり 遊んだり休んだりする権利があるんだ。その他にもスポーツをしたり、本を読んだり、絵をかいたり、音楽を聴いたり、映画を見たり興味のあることに挑戦することができるんだよ。

だい じょう がい しごと  
第 32 条 害のある仕事から守られる権利がある。



がっこう い やす 学校に行けずに休みなくはたら からだ がい 働いたり、体に害のあるような危険な仕事や、ぼうりよく ふ 暴力を振るわれたりむり やり働かされたりして心 を傷つけるような仕事 から子どもはみんな

まも けんり 守られる権利があるよ。もし子どもが仕事を**する**場合は、あんぜん ばしょ けんこうてき はたら 安全な場所で健康的に働き、ちゃんとした賃金をもらうけんり 権利があるんだよ。

だい じょう きけん くすり まも けんり  
第 33 条 危険な薬から守られる権利がある。



こ きみたち 子どもが、きけん やくぶつ 危険な薬物や、その取引にかかわらないように国は子どもを守らなければいけないんだ。

だい じょう せいてき ぼうりよく まも けんり  
第 34 条 性的な暴力から守られる権利がある。



すべての子どもは、はだかにされたり、からだ 体をさわられたり、はだかのしやしん 写真をとられたり、ぼうりよく う 暴力を受けたりすることから、まも けんり 守られる権利があるんだよ。子どもをじぶん せいてき きようみ りよう 自分の性的な興味に利用するようなことは、ぜったい に許されないことだよ。

だい じょう ゆうかい まも けんり  
第 35 条 誘拐から守られる権利がある。



くに こ きみたち 子どもがゆうかい う 誘拐されたり、売られたり、かわれたりされないようにしなければいけないんだ。そのためにはくにどうしきょうりよく ひつよう 国同士協力することも必要だね。

だい じょう こ がい  
第 36 条 子どもに害のあることはすべて禁止！



こ 子どものせいちよう 成長のさまたげになるようなことは、ぜーんぶ 禁止だよ。子どもにとってよくないすべてのことから、きみはまも けんり 守られる権利があるんだよ。

第 37 条 子どもへの死刑やごうもんは禁止。



たとえ、きみが悪いことをして警察につかまっても、きみを痛めつけたり、傷つけたりするようなやり方で罰を与えたり、死刑にすることは、誰にもゆる許されてない。悪いことをした子どもでも人間らしくあつかわれる権利があるんだ。

第 38 条 戦争から守られる権利がある。



戦争はたくさんの方の大切な命をうばう残酷なもの。そんな悲惨な戦争からすべての子どもは守られる権利があるんだよ。15歳未満の子どもを、兵士として戦争で戦わせることは、絶対にダメだよ。

第 39 条 傷ついた子どもを元気に。



もしきみが戦争に巻き込まれたり、ほったらかしにされたり、ひどい目にあったりして心や体を傷つけられたら、きみには回復して元気になるよう国から支援を受ける権利があるんだよ。

第 40 条 子どもを裁く時は特別な心くばりを。



もし、子どもが罪をおかして裁かれることになったら、子どもは成長の途中だから特別な心くばりが払われなければいけない。社会にもどれるよう支援を受ける権利が子どもにはあるんだよ。

第 41 条 この条約より良い法律はそのまま。



もし国の法律が、「子どもの権利条約」より子どもにとって良いものであれば、その法律は今ままでおりに守ってね。

第 42 条 きみには「子どもの権利」を知る権利がある！



きみたち子どもには、自分がどんな権利を持っているのかを知る権利がある。おとなも「子どもの権利」について知って、子どもが子どもの権利を理解できるよう手助けしていかないとね。

だい じょう だい じょう  
第 43 条 ~ 第 54 条

くに こくさいきかん やくわり  
国や国際機関の役割。



かくじょうぶん せいふ こくさいきかん  
この各条文には、政府やユニセフなどの国際機関が、  
どうやって「子どもの権利条約」を広め、機能させ、  
子どもの権利を守っていくべきかについてその役割  
などについて書かれているよ。

## Article 2

All children have these rights, no matter who they are, where they live, what their parents do, what language they speak, what their religion is, whether they are a boy or girl, what their culture is, whether they have a disability, whether they are rich or poor. No child should be treated unfairly on any basis.

## Article 1

Everyone under 18 has these rights.

## Article 4

The government has a responsibility to make sure your rights are protected. They must help your family to protect your rights and create an environment where you can grow and reach your potential.

## Article 3

All adults should do what is best for you. When adults make decisions, they should think about how their decisions will affect children.

## Article 6

You have the right to be alive.

## Article 5

Your family has the responsibility to help you learn to exercise your rights, and to ensure that your rights are protected.

### Article 8

You have the right to an identity  
– an official record of who you are.  
No one should take this away from you.

### Article 7

You have the right to a name, and this  
should be officially recognized by the  
government. You have the right to a  
nationality (to belong to a country).

### Article 10

If you live in a different country than  
your parents do, you have the right to be  
together in the same place.

### Article 9

You have the right to live with your  
parent(s), unless it is bad for you. You  
have the right to live with a family who  
cares for you.

### Article 12

You have the right to give your opinion,  
and for adults to listen and take it  
seriously.

### Article 11

You have the right to be protected from  
kidnapping.

### Article 14

You have the right to choose your own religion and beliefs. Your parents should help you decide what is right and wrong, and what is best for you.

### Article 13

You have the right to find out things and share what you think with others, by talking, drawing, writing or in any other way unless it harms or offends other people.

### Article 16

You have the right to privacy.

### Article 15

You have the right to choose your own friends and join or set up groups, as long as it isn't harmful to others.

### Article 18

You have the right to be raised by your parent(s) if possible.

### Article 17

You have the right to get information that is important to your well-being, from radio, newspaper, books, computers and other sources.

Adults should make sure that the information you are getting is not harmful, and help you find and understand the information you need.

### Article 20

You have the right to special care and help if you cannot live with your parents.

### Article 19

You have the right to be protected from being hurt and mistreated, in body or mind.

### Article 22

You have the right to special protection and help if you are a refugee (if you have been forced to leave your home and live in another country), as well as all the rights in this Convention.

### Article 21

You have the right to care and protection if you are adopted or in foster care.

### Article 24

You have the right to the best health care possible, safe water to drink, nutritious food, a clean and safe environment, and information to help you stay well.

### Article 23

You have the right to special education and care if you have a disability, as well as all the rights in this Convention, so that you can live a full life.

### Article 26

You have the right to help from the government if you are poor or in need.

### Article 25

If you live in care or in other situations away from home, you have the right to have these living arrangements looked at regularly to see if they are the most appropriate.

### Article 28

You have the right to a good quality education. You should be encouraged to go to school to the highest level you can.

### Article 27

You have the right to food, clothing, a safe place to live and to have your basic needs met.  
You should not be disadvantaged so that you can't do many of the things other kids can do.

### Article 30

You have the right to practice your own culture, language and religion - or any you choose. Minority and indigenous groups need special protection of this right.

### Article 29

Your education should help you use and develop your talents and abilities. It should also help you learn to live peacefully, protect the environment and respect other people.



### Article 32

You have the right to protection from work that harms you, and is bad for your health and education.

If you work, you have the right to be safe and paid fairly.

### Article 31

You have the right to play and rest.

### Article 34

You have the right to be free from sexual abuse.

### Article 33

You have the right to protection from harmful drugs and from the drug trade.

### Article 36

You have the right to protection from any kind of exploitation (being taken advantage of).

### Article 35

No one is allowed to kidnap or sell you.

### Article 38

You have the right to protection and freedom from war. Children under 15 cannot be forced to go into the army or take part in war.

### Article 37

No one is allowed to punish you in a cruel or harmful way.

### Article 40

You have the right to legal help and fair treatment in the justice system that respects your rights.

### Article 39

You have the right to help if you've been hurt, neglected or badly treated.

### Article 42

You have the right to know your rights! Adults should know about these rights and help you learn about them, too.

### Article 41

If the laws of your country provide better protection of your rights than the articles in this Convention, those laws should apply.

## Article 43 to 45

These articles explain how governments and international organizations like UNICEF will work to ensure children are protected with their rights.

「児童の権利に関する条約」（政府訳）  
全文

前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかけがえのない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一人もまた自由の道徳的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに基づき、国際連合が、世界人権宣言及び同規約に関する国際規約において、すべての人々を種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国籍若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げられる権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができることを宣明したことを認め、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができることを宣明したことを認め、児童が、社会において個人として生活するための十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会が採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話が必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国境に開閉された国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国籍、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別から保護されることを確保するための適切な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによっても行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従ってこれを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなげばならない場合のような特定の場において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規定に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己的意見を述べられる機会を有する。

3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれもとの関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により死亡した死亡を含む。）等のいずれかの場合に、当該締約国は、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。

締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。

2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除く（ほか定期的な父母ととの人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）から出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公的秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。

2 このため、締約国は、二国間若しくは多国間協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って適切に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通して聴取される機会を与えられる。

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、及び伝えらる自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。  
(a) 他人の権利又は信用の尊重  
(b) 国の安全、公的秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共安全、公的秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。

2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共安全、公的秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができる。

第16条

1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は他の者にによる監視を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱ひ、不当な取扱ひ又は抑圧（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監視する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱ひの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する適切な手続を含むものとする。

第20条

1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別な保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監視を確保する。

3 2の監視には、特に、里親委託、イスラム法のカフアール、養子縁組又は必要な場合には児童の監視のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

# 「子どもの権利条約」について学ぼう

人権という言葉があります。だれでも、その人がその人らしくしあわせに生きる権利のことで。

子どもも、人権をもっています。

特に、子どもの権利については、「子どもの権利条約」などに定められています。

子どもの権利条約に定める「子ども」は、18歳未満のすべての子どもです。

子どもの権利は、すべての子どもが生まれたときから持っていて、子どもである限り、何度でも使うことができる「チケット」のようなもの。もし、奪われたり守られなかったりしたら、「権利を奪われて、困ってます！」と、声をあげて助けを求めることができ、その権利はすぐに取り戻されるべきものです。

子どもが何度でも使うことができる「権利のチケット」には、どんなことが書かれているのでしょうか。

それを皆さんと学んでいきたいと思い、このハンドブックを作りました。

このハンドブックに書かれている「子どもの権利」が守られる社会を一緒につくっていきましょう。

## Q 子どもの権利条約ってなんだろう？

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、基本的な人権が子どもに保障されるよう国際的に定めた約束です。世界中の子どもが、健康的に安心して自分らしく豊かな子ども時代を送れるように世界の国々がともにつくりました。

## Q 子どもの権利条約ってなんでつくられたの？

1914年から18年まで続いた第一次世界大戦によって、たくさんの子どもが殺されたり家を失ったりして犠牲になりました。このことを反省して、世界では「子どもを守るのは人類全体の責任である」と考えられるようになり、1924年に世界で初めて子どもの権利に関することが盛り込まれた「ジュネーブ宣言」がつけられました。しかし、1939年になると第二次世界大戦がはじまり、戦争によって再び多くの子どもが世界中で犠牲になりました。戦後、二度とあやまちをくりかえさないために世界は国際平和を誓い、「国際連合（国連）」が設立されました。そして、世界人類共通の幸せのために、「世界人権宣言」（1948年）や、子どもにとって何が一番いいのかをまとめた「子どもの権利宣言」（1959年）などがつけられました。

それでも、世界では争いや貧困のために多くの子どもが傷ついていることが、1979年に国連で報告されると、世界の子どもたちの幸せの実現のためには、「宣言」ではなく、各国政府に法的な義務が生じる「条約」が必要だと提案され、世界の人々が国連に集まり、10年以上かかって1989年11月20日にできたのが、「子どもの権利条約」です。

## Q すべての国が条約を守るって約束しているの？

2021年11月現在、アメリカ合衆国を除く、世界中の196の国がこの条約に賛同し締約（条約を守ると約束すること）しています。日本は1994年に条約を批准（国会で審議・承認し、国際的に守ると宣言すること）し締約国（条約を守ると約束した国）となっています。

## Q 締約国がやらなければいけないことって？

「子どもの権利条約」を批准などして締約国となった国は、法的に条約を守り報告をする義務があります。

具体的には、定期的に「子どもの権利委員会」に報告書を提出しなければいけません。子どもの権利委員会とは、

子どもの権利がきちんと守られているかをチェックするところで、18人の専門家から構成されています。

締約国はこの委員会に条約を締結した2年後に最初の報告書を提出し、その後は5年ごとに提出することになって

います。委員会には政府だけでなく、民間団体や個人からの意見や報告も届けることができます。

政府からあがってきた報告に対して「子どもの権利委員会」は、民間からの意見などを参考にしながら審査し、

子どもの権利条約が守られてないと判断した場合は、政府に勧告し改善を求めるとします。



# 「子どもの権利条約」の4つの柱

この条約は54条あります。子どもの権利条約に書かれた権利は、大きく4つに分けられます。

## せいぞん 生存 (生きる権利)

子どもには病気やけがをしたら、適切な治療を受けられる権利があります。子どもは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

関連する主な条項 (第 6,24,25,26,27 条)



## はったつ 発達 (育つ権利)

子どもには教育を受ける権利があります。また、休んだり遊んだりする権利や、自分らしく成長するために、様々な情報を得て、自分の考えや信じる事が守られる権利があります。

関連する主な条項 (第 7,8,9,10,11,18,21,28,29,31 条)



## ほご 保護 (守られる権利)

子どもにはあらゆる種類の差別や虐待、暴力から守られる権利があります。紛争下の子ども、障害のある子ども、少数民族や先住民族の子どもなどは特別に守られる権利をもっています。

関連する主な条項 (第 19,20,22,23,30,32,33,34,35,36,37,38,39,40 条)



## さんか 参加 (参加する権利)

子どもには、自分の関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動する権利があります。そのときは、他の人の権利を侵害したりしないようにそのときは、注意する必要があります。

関連する主な条項 (第 12,13,14,15,16,17,31 条)



## 第 21 条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容すること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を受けていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができる場合又は、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを定める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。

(e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

## 第 22 条

1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているか否かにかかわらず、この条約及び自国が締約国となっている人種又は人種に関連する他の国際文書に定める権利であつて適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。

2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1 の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

## 第 23 条

1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じ、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2 の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮した可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童の教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション、サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方針に関する情報の普及及び利用を含む。）であつてこれら分野における自国の能力及び技術を上向きに並びに自国の経験を必要とするかごであるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国を必要と考慮する。

## 第 24 条

1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2 締約国は、1 の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる

- (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
- (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて可能な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
- (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
- (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
- (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
- (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これらに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

## 第 25 条

締約国は、児童の身体及び精神の養護、保護及び治療を目的として権限のある当局によって收容された児童に対する処遇及びその收容に関連する他のすべての状況を定期的に審査が行われることについての児童の権利を認める。

## 第 26 条

1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。

2 1 の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

## 第 27 条

1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。

2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1 の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。

4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

## 第 28 条

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

- (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
- (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
- (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これらに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

## 第 29 条

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

- (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたうた原則の尊重を育成すること。
- (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
- (d) すべての人間の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
- (e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものとして解してはならない。ただし、常に、1 に定められる原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国内によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

## 第 30 条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

## 第 31 条

1 締約国は、並びに余暇においての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い及び文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

## 第 32 条

1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、

- (a) 雇用が認められるための 1 又は 2 以上の最低年齢を定める。
- (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
- (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

## 第 33 条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

## 第 34 条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 赤春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

## 第 35 条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

## 第 36 条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

## 第 37 条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は解放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないこととその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについてその決定を速やかに受ける権利を有すること。

## 第 38 条

1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。

2 締約国は、15 歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

3 締約国は、15 歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。

4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

## 第 39 条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的回復及び社会復帰を促進するための適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。



## 第 40 条

1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進せしめるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことができるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。

- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
- (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
  - (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
    - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
    - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び甲立てにおいて弁護人その他適当な援助を行う者を持つこと。
    - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護人その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
    - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに同等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
    - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
    - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができないう場合には、無料で通訳の援助を受けること。
    - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

- (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないとして推定される最低年齢を設定すること。
- (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童は取り扱う措置をとること。

4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種のの処置が利用し得るものとする。

## 第 41 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

## 第 2 部

### 第 42 条

締約国は、適当なかつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

### 第 43 条

1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。

2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた 10 人の専門家から構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮し入れる。（※ 1995 年 12 月 21 日、「10」を「18」に改める改正が採択され、2002 年 11 月 18 日に同改正は発効した。）

3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2 年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日を遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。

5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。

6 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち 5 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 5 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。

7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。

8 委員会は、手続規則を定める。

9 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年 1 回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。

11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便宜を提供する。

12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

## 第 44 条

1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 2 年以内に、(b) その後は 5 年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進捗に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。

2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を求める。

3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。

4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて 2 年ごとに国際連合総会に提出する。

6 締約国は、1 の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

## 第 45 条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、(a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこ

の条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

(b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。

(c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。

(d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づき提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

## 第 3 部

### 第 46 条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

### 第 47 条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

### 第 48 条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

### 第 49 条

1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目に効力を生ずる。

### 第 50 条

1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての報告を示すよう要請する。その送付の日から 4 箇月以内に締約国の 3 分の 1 以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 1 の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の 3 分の 2 以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

### 第 51 条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長はその撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

### 第 52 条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

### 第 53 条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

### 第 54 条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

# 子どもの権利条約の存在を知って立ち上がった1人の少年

子どもの権利条約の柱のひとつ「参加する権利」の存在を知り、声を上げた少年のストーリーをご紹介します。

1995年、カナダに住む12歳のクレイグ少年は、学校に行く前にマンガを読もうと新聞を手にしたところ、ある記事に目と留まりました。

## 「児童労働の廃絶を訴えていた12歳のパキスタン少年、射殺される！」

～パキスタン人の12歳の少年イクバル・マシーは、4歳のとき両親から引き離されてじゅうたん工場に売られてしまった。1日10時間以上の労働を強いられていたが、10歳のときに工場から脱出することができ、NGOの助けで児童労働反対をうったえる活動家として世界をまわっていた。しかし、母国に戻ったときに何者かに射殺された。～

クレイグは、同じ年のイクバルの死や、世界には貧しさのために奴隷のように働かされている子どもがいることにショックを受け、何とかしたいと思いクラスメイトに呼びかけて「フリー・ザ・チルドレン」を設立しました。

すると、「子どもになってもできないよ」とか、「おとなになってからやれば」と周りから言われました。でも、「子どもに関する問題は、子ども自身が関わって解決されるべきではないか。なぜなら、子どもの参加の権利は、子どもの権利条約で保障されているのだから。」とクレイグは考え、子どもの権利条約の存在が原動力となって活動を続けることができました。

その後、クレイグは実際に児童労働の現状を学ぶために南アジア5か国をまわる50日間の旅に出ました。そこで想像をはるかに超える過酷な環境で働くたくさんの子どもの子どもたちに出会いました。児童労働問題の大きさを目の当たりにし、やはり子どもには何もできないのかもしれない、と自信を無くしました。そんな時、ノーベル平和賞を受賞したマザーテレサ氏や、カイラシュ氏にインドで会うことができ、児童労働の解決のために子どもが声を上げることはとても大切だと励まされました。

クレイグはカナダに帰国し、アジアで目の当たりにした児童労働の問題を伝えるため旅の体験を本にまとめたり、スピーチをしたりして、働く子どもたちの声を代弁する活動をしました。その声を聴いたカナダをはじめ様々な国の子どもや若者が活動に加わるようになり、世界に活動の輪が広がっていきました。

日本でも、12歳でアクションを起こしたクレイグのことを知った子どもたちが、「子どもにも社会を、そして世界を変えることができる」と知り、様々な活動に取り組んでいます。

ひとり一人の少年から始まったフリー・ザ・チルドレンの活動は、世界に広がり、子どもは助けられるだけの存在ではなく、変化を起こす力をもっていることを証明しています。



## Message from Craig - 創設者クレイグからのメッセージ -



「社会問題に取り組んだり、世界を変えるなんていう挑戦は、大学を卒業しておとなになってからやりなさい」と言われたことはありませんか？ でも、フリー・ザ・チルドレンは、今の若いきみの力を応援します。子どもは未来のリーダーだけでなく、今日においてもリーダーになれると信じているからです。

フリー・ザ・チルドレンの創設者 クレイグ・キールバージャー (Craig Kielburger)

1982年生まれ。カナダ・オンタリオ出身。トロント大学で平和紛争学を習得後、ヨーク大学シュールリック・ビジネススクールにてエグゼクティブMBAコースを史上最年少で修了。2006年世界の子どもも賞、2007年すぐれた社会起業家に送られるスコールアワードを受賞。過去3回、ノーベル平和賞にノミネート。

# フリー・ザ・チルドレン・ジャパンとは

フリー・ザ・チルドレン・ジャパンは、1995年、当時12歳のクレイグ少年によって設立された "Free The Children" の理念に共感し、1999年から日本で活動を始めました。海外での自立支援事業と並行して、日本の子どもや若者が国内外の問題に取組み、変化を起こす活動家になるようエンパワーしています。

## Our Vision - フリー・ザ・チルドレン・ジャパンの目指す社会 -

世界のすべての人々が誰一人取り残されることなく、心もからだも健康で、自身の夢や希望を実現でき、国籍・宗教・年齢・性別・文化・障害の有無に関係なく、互いを認め合い、互いに勇気づける多様性のある社会。

## Our Mission - フリー・ザ・チルドレン・ジャパンの使命 -

日本からビジョンを達成するために、社会の一員であり、普段あまり声を聴かれることがない子どもに特に着目し、まずは子どもの権利を守り、子どもの可能性を引き出すことが大切だと考え、ふたつの「Free」の実現をめざします。



### 『子どもの声を聴き、子どもとともに行動する』

フリー・ザ・チルドレン・ジャパンでは、子どもが学校や地域、国など様々な場面で気になる問題に対して声を上げられるよう子ども向け政策提言活動教材やワークショップの提供等、子どもの活動サポートをしています。また、子ども役員として「子どもアンバサダー」を設置し、子どもが活動に参加しやすい組織づくりに取り組んでいます。



子どもが主体となってアクションを起こす無料教材や、子どもの権利や社会問題を自分ごととして考えアクションを促す出前授業などを提供しています。詳しくは団体HPをご覧ください。



写真左) 世田谷区の母子手帳に子どもの権利条約の掲載を区長に提言した小学6年生。  
写真中央) 自分の住む地域から選出された国会議員に子ども基本法の制定について要望する手紙を送った中学1年生。  
写真右) 子どもが政策提言に取り組むための無料教材「SPEAK UP アクションキット」

TOGETHER WE WILL  
change the World

**知ろう！子どもの権利条約 子どもの権利条約カード付ハンドブック**

イラスト協力：後藤瑞穂さん（子どもメンバー / 高校2年生（2018年））  
まだあまり知られていない権利条約ですが、これをきっかけに興味を持ってくれたら嬉しいです！

翻訳協力：翻訳チームリーダー 清田健介さん

監修：平野裕二さん（ARC = Action for the Rights of Children = 代表）

平尾深瀬さん（日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事、世田谷区せたがやホッと子どもサポート委員）

発行：認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

初刷：2018年5月 改訂版発行：2022年3月

「世界は変えられる」子どもがそう信じられる社会に

認定NPO法人  
フリー・ザ・チルドレン・ジャパン



〒157-0062 東京都世田谷区南烏山 6-6-5 3F TEL 03-6321-8948 EMAIL info@ftcj.org